

放射線機器管理士部会発1903号
平成19年6月18日

部会員 各位

社団法人 日本放射線技師会
放射線機器管理士部会
部会長 中村 泰彦

放射線機器管理士部会規約改正について（お知らせ）

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、日本放射線技師会の学術大会開催時期が平成19年度より6月に変更されたことに伴い、部会総会の開催時期も変更されました。これにより現在の部会規約の会計年度との整合性が悪くなったことから、部会の会計年度も4月開始に変更する旨を日放技へ許可申請を行い認可されております。

中村部会長より平成18年度総会におきまして、事業および会計年度の変更について提案され承認されました。

つきましては、下記について、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹言

記

1. 放射線機器管理士部会規約 新旧対照表

旧	新
(会計年度) 第26条 本部会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。 2.全国放射線技師総合学術大会期間中に開催する総会において会計報告するものとする。	(会計年度) 第26条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
附則 1.本規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な細則は理事会の決議を経て別に定めることができる。 2.本規約は平成15年6月6日より施行する。	附則 1.本規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な細則は理事会の決議を経て別に定めることができる。 2.本規約は平成15年6月6日より施行する。 平成15年6月6日制定 平成19年6月7日改定

2. 会費納入規程 新旧対照表

旧	新
<p>(納入期限)</p> <p>第3条 本部会会員は、本規程第2条に規定する会費額を<u>年度開始前の9月30日までに</u>納入しなければならない。期限内に納入なきものは、会員の権利のすべてを放棄したものとみなす。ただし、期限を過ぎた後でも会費が納入されたときは直ちに会員の権利が復活する。尚、この場合は、当該年度開始時から納入時までには享受できたであろう権利を求めることはできない。</p>	<p>(納入期限)</p> <p>第3条 本部会会員は、本規程第2条に規定する会費額を<u>年度開始前の3月31日までに</u>納入しなければならない。期限内に納入なきものは、会員の権利のすべてを放棄したものとみなす。ただし、期限を過ぎた後でも会費が納入されたときは直ちに会員の権利が復活する。尚、この場合は、当該年度開始時から納入時までには享受できなかったであろう権利を求めることはできない。</p>
<p>附則</p> <p>1. この規程は、平成15年6月6日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1. の規程は、平成15年6月6日から施行する。 <u>平成15年6月6日制定</u> <u>平成19年6月7日改定</u></p>

3. 規約変更に伴う会費徴収の特例措置について。

- 1) 平成18年度会費については納入期間が平成18年10月1日から平成19年3月31日と短くなるため、特例措置として平成18・19年度会費を規約改正に伴う特別徴収年度として、納入期間を平成18年10月1日から平成20年3月31日とする。

平成18・19年度会費(規約改正に伴う特別徴収年度)

納入期間：平成18年10月1日から平成20年3月31日

- 2) 既に納入されている平成19年度会費については、平成20年度会費として取り扱う。